

平成30年3月28日

条例第35号

大阪市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第1条、第2条、第4条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。第6条第1項において同じ。）、第5条（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。）、第6条から第26条まで、第27条第1項及び第3項、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに附則（第2条、第6条及び第7条を除く。）並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで（これらの規定のうち介護医療院基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。

(管理者の責務)

第4条 介護医療院の管理者は、前条に定める基準のうち、介護医療院基準第7条から第26条まで、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第5条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する介護医療院基準第42条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護医療院基準第1条及び第4条並びに附則に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(介護医療院基準第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護医療院基準第43条、第44条、第45条(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。)、第46条から第53条まで並びに介護医療院基準第54条において準用する介護医療院基準第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条、第26条、第27条第1項及び第3項、第28条、第30条の2、第32条から第41条まで及び第42条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第4条中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「第7条から第26条まで、第28条」とあるのは「第46条から第53条まで並びに介護医療院基準第54条において準用する介護医療院基準第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条の2、第32条」と、「次条」とあるのは「第6条第2項において読み替えて準用する第5条」と、前条中「第42条第2項各号」とあるのは「第54条において読み替えて準用する介護医療院基準第42条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第7条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(介護医療院基準第55条第1項に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

(1) 第3条に定める基準のうち介護医療院基準第10条第1項及び第13条第1項に係る部分

(2) 第6条第1項に定める基準のうち介護医療院基準第54条において準用する介護医療院基準第10条第1項及び第13条第1項に係る部分

2 介護医療院及びその従業者は、交付等(介護医療院基準第55条第2項に規定する交付

等をいう。)のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)によることができる。

(介護医療院基準等の改正に伴う経過措置)

第8条 介護医療院基準(介護医療院基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している介護医療院が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第29号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。